

京都市告示第 99 号

平成 11 年 9 月 30 日京都市告示第 245 号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改めます。

平成 19 年 6 月 13 日

京都市長 榊 本 頼 兼

平成 11 年 9 月 30 日京都市告示第 245 号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改める。

なお、平成 19 年 5 月 21 日京都市告示第 51 号は廃止します。

題名を次のように改める。

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号による特定工程及び同条第 6 項の規定
による特定工程後の工程の指定について

本則中「第 7 条の 3 第 1 項」を「第 7 条の 3 第 1 項第 2 号」に改める。

第 3 項を次のように改める。

3 中間検査を行う建築物の構造及び規模

- (1) 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅又は兼用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）で、地階を除く階数が 2 以上又は延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの（以下「2 階建て住宅等」という。）
- (2) 建築基準法（以下「法」という。）別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの（以下「特殊建築物」という。）

第 5 項中「建築物」の右に「及び法第 68 条の 11 第 1 項の規定による型式部材等の製造者としての認証を受けた者による当該認証に係る建築物」を加える。

別表備考以外の部分中

地上階数が3以上の特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程
	地上3階の床配筋工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、地上3階の床版の取り付け工事の工程	地上3階の床のコンクリートを打設する工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、地上3階の床版の取り付け部分を覆う工事の工程
地上階数が1又は2の特殊建築物並びに認証建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程

を

階数が2以上の特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程
階数が2以上の特殊建築物（階数が3以上の共同住宅を除く。）	2階の床配筋工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階の床版の取り付け工事の工程	2階の床のコンクリートを打設する工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階の床版の取り付け部分を覆う工事の工程

に

階数が1の特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程
------------	------------------	---------------------------

」

改める。

附 則

この告示は、平成19年6月20日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の平成11年9月30日京都市告示第245号の規定は、施行日以後に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

（都市計画局建築指導部建築審査課）